

平成30年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

平成30年6月7日

6月7日（木）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第6 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第7 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	3番	富	澤	克	彦	
4番	寺	島	美	幸	5番	飯	森		孝	
6番	片	野	壽	夫	7番	海	老	澤	武	
8番	高	松	多	可	史	9番	鵜	澤	幹	司
10番	林		藤	江	11番	菅	谷	樹	雄	
12番	内	山	勝	己	13番	篠	塚	正	悟	
14番	高	木	甚	一	15番	伊	藤	は	つ	子
16番	高	木	重	樹	17番	伊	藤		寛	
18番	栗	林	利	男	19番	大	堀		潔	

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

2番 越 川 定 勝

1. 事務局職員出席者

事務局長 藤 崎 弘 之 管理班長 高 岡 晃
農地班長 林 光 夫 主 査 滑 川 典 文
主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時03分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

欠席委員は、2番 越川定勝委員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 寺島美幸委員、15番 伊藤はつ子委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成30年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページおよび2ページで、整理番号は1番から5番までです。

整理番号1番、4番および5番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、それぞれ売買により所有権移転を受けるものです。

次に、整理番号2番および3番は、同じく譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転をするものです。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 去る、5月30日、水曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が実施されるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の利便性の向上を図るため、自宅前の農地を取得したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号2番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向であり、譲受人は自作地に隣接している農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号3番について、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自己所有地に隣接している農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員には電話連絡で場所等説明はしております。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自作地に近い農地を取得し耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成30年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは3ページで、整理番号は1番および2番です。

整理番号1番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地です。権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は2件であります。

すべての案件について、写真および書類等で審査し、そのうち整理番号2番については、現地調査を実施しました。

最初に、現地審査案件については、隣接農地への影響も問題なく、転用計画も適切であり、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見でありました。

次に、その他の案件について、書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見でありました。

したがって、農地法第5条の各案件は、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、この件に関しまして高木推進委員と電話で連絡を取り合いました。

場所は、〇〇〇〇〇〇から北へ〇〇メートル位行って丁字路を左へ行って〇〇メートル行った所を右へ曲がり、そこから〇〇メートル位の左側です。

譲受人は、市内に本店のある〇〇〇の売買などを営む法人ですが、住環境が整っており住宅地としての需要が多く見込まれる申請地に宅地分譲地を整備する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用、雨水は同意を得ている農業用排水路へ放流し、汚水・雑排水については、下水道へ放流します。

また、隣接農地および農業用排水路側にはエル字型擁壁を設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面に〇キロほど行きますと、右手に〇〇〇〇〇〇があ

ります。その〇〇〇〇〇〇の前を左手に入って〇〇メートルほどの場所です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、広がりのない農地の一部である申請地を有効活用し安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地は、形状を変えずに整地し用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地とは高低差がなく、周囲にフェンスを設けることで土砂の流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。平成30年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第3次農用地利用集積計画は、整理番号1番から43番で、ページは4ページ

から 24 ページです。

所有権移転が 1 件、1,961 m²で、すべて田です。

次に、使用貸借権設定の新規が 1 件、816 m²で、田です。

再設定が 1 件、495 m²で田です。

次に、賃借権設定の新規が 37 件、213,795 m²で、このうち田が 202,027 m²、畑が 11,768 m²です。

次に、再設定が 3 件、17,144 m²、このうち田が 11,648 m²、畑が 5,496 m²です。

以上 43 件の第 3 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 3 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 3 号 整理番号 7 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 3 号、整理番号 7 番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、整理番号 7 番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第 3 号の 1 件を除く 42 件について、審議します。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く42件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く42件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、4件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成30年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は35件です。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成30年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成30年6月7日提出、香

取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時28分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人